

神奈川県教科用図書足柄上採択地区採択検討会規約

平成 27 年 3 月 19 日制定

(目的)

第一条 神奈川県教科用図書足柄上採択地区採択検討会（以下「検討会」という。）は、足柄上採択地区（以下「採択地区」という。）内の市町立小学校及び中学校において使用する教科用図書を採択するための調査研究結果を神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会（以下「協議会」という。）へ報告することを目的とする。

(検討会を設ける市町の教育委員会)

第二条 検討会は、次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- 一 南足柄市教育委員会
- 二 中井町教育委員会
- 三 大井町教育委員会
- 四 松田町教育委員会
- 五 山北町教育委員会
- 六 開成町教育委員会

(委員)

第三条 検討会は、採択地区内の次の機関及び団体などの構成員のうちから関係市町教育委員会の協議を経て、推薦された 43 人の委員をもって構成する。ただし、関係市町教育委員会が協議し、必要と認める者にあつては、特別の措置として選出することができる。

- | | |
|---------------|------|
| 一 各市町教育委員会 | 30 人 |
| 二 校長その他の教員の代表 | 5 人 |
| 三 教育研究会の代表 | 2 人 |
| 四 各市町保護者代表 | 6 人 |

2 委員の任期は、委嘱の日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、任期の途中で委員が交代した場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(役員)

第四条 検討会に会長 1 名及び副会長 1 名を置く。ただし、協議会の会長及び副会長をもって充てる。

(役員の職務)

第五条 会長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(庶務)

第六条 検討会の庶務は、関係市町教育委員会が協議して定めた市町の教育委員会に事務局を置き、処理する。

(会議)

第七条 検討会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(調査員)

第八条 検討会は、専門事項を調査するため調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に関し経験豊かな者のうちから会長が委嘱する。

3 調査員の任期は、役員が協議の上、定める。

4 調査員は、非常勤とする。

5 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料等を参考にして、教科用図書を調査研究し、また検討会に必要な資料を作成し、報告及び説明を行う。

(委員及び調査員の要件)

第九条 委員及び調査員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者をもって充てる。

2 委員及び調査員が、教科用図書の採択に直接利害関係を有するに至った場合は、その職を解くものとする。

(経費及び会計監査)

第十条 検討会の経費及び会計監査については、神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会規約の定めるところによる。

(その他)

第十一条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項については関係市町教育委員会の教育長の協議により定めることができる。

附 則

1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 神奈川県教科用図書足柄上採択地区協議会規約(平成 22 年 5 月 18 日)は、廃止する。